

# 短時間勤務職員にも 期末勤勉手当支給を！

パートタイム・有期雇用労働法は、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されました。

北大教職員組合は9月30日に出した要望書で、期末手当の削減反対や短時間勤務職員へのボーナスの支給を求めました。

大学からは「支給しない」意向を示していますが、これはパートタイム・有期雇用労働法に違反するものです。

人事院から「支給するよう努めること」の通知が出されています。

既に国の非常勤職員の9割以上にボーナスが出ています。（内閣人事局）

不合理な差別

寒冷地手当

ボーナス

NO



2021年7月16日 人事院通知給実甲第1288号

任期が相当長期<sup>※</sup>にわたる非常勤職員に対しては、期末手当及び勤勉手当に相当する給与を、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給するよう努めること。この場合において、職務、勤務形態等が常勤職員と類似する非常勤職員に対する当該給与については、常勤職員に支給する期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を基礎として、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給すること。

※相当長期：契約期間が6月を超える場合

ガイドライン



人事院通知



組合要望書



北大教職員組合に入って、正規職員と非正規職員の不合理な差別のない北大にしていきましょう！

2021年11月 北海道大学教職員組合

直通電話：011-746-0967 内線（2083）

メール：[kumiai@hokudai-shokuso.sakura.ne.jp](mailto:kumiai@hokudai-shokuso.sakura.ne.jp)



ホームページ